

集合住宅等からの在宅医療の確保に関する相談等の報告

1. これまでの経緯

- ア 平成 26 年度診療報酬改定において、在宅医療を担う医療機関の量的な確保とともに、質の高い在宅医療の提供を図るため、患者の保険医療機関の選択の制限や過剰な診療につながるおそれがあると考えられる事例等への対応も含め、地域の実情に応じた在宅医療の推進について検討を行い、改定を行ったところ。
- イ このような中、改定内容の一つである「同一建物における同一日の複数訪問の評価見直し」に関連して、集合住宅等に訪問診療を行う医療機関の確保が困難となり、通院困難で訪問診療が必要な患者に対して適切な在宅医療が確保されない事態が生じるおそれが指摘された。
- ウ このような状況に対し、地方厚生局(支)及び都道府県において、集合住宅等からの相談等により、集合住宅等に訪問診療を行う医療機関の確保が困難な事案等を把握した場合には、その都度、所定の様式により厚生労働省までご報告いただけるよう、平成 26 年 3 月 31 日事務連絡「集合住宅等における在宅医療の確保に関する報告依頼について」を发出了。

2. 報告結果(概要)

- ア 医療機関の撤退に係るこれまでの報告結果は、次のとおりである。
- ① 報告事案数:7件(最終報告日 7 月 9 日)
 - ② 施設類型:有料老人ホーム4件、サービス付き高齢者向け住宅3件
 - ③ 当該医療機関による訪問診療の対象者数:7~40 人(中央値:21 人)
 - ④ 訪問頻度:2 週間に 1 回程度
 - ⑤ 1 人当たり診療時間:1~10 分程度
 - ⑥ 必要な医療の確保:全ての事例で、必要な医療は既に確保済み
- イ その他医療機関の撤退を伴わない報告結果は、次のとおりである。
- ① 報告事案数:3 件(最終報告日 5 月 14 日)
 - ② 施設類型:有料老人ホーム 1 件、サービス付き高齢者向け住宅 1 件、認知症高齢者グループホーム 1 件
 - ③ 報告内容:
 - ー改定による施設の利用料引き上げ(入居者からの匿名相談);2 件
 - ー訪問診療を行う医療機関を複数確保するための相談;1

集合住宅等における在宅医療の確保に関する報告（結果）①

	事案 1	事案 2	事案 3	事案 4
報告日	4月5日	4月5日	4月20日	4月24日
場所	兵庫県	兵庫県	東京都	奈良県
施設	サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅	有料老人ホーム	有料老人ホーム
入居者数	50人	128人	58人	38人
医療機関の撤退時期	3月31日	3月31日	3月31日	3月31日
当該医療機関による 訪問診療の対象者数	40人 (自立～要介護5)	30人 (要介護3～5中心)	21人 (要支援～要介護5)	32人 (要支援～要介護5)
訪問頻度	2週間に1回程度	2週間に1回程度	2週間に1回程度	2週間に1回程度
1人当たり診療時間	5～10分程度	5～10分程度	5分程度	10分程度
必要な医療の確保	確保済み (別の医療機関)	確保済み (別の医療機関)	確保済み (別の医療機関)	確保済み (別の医療機関)
その他	特になし	・施設の前に別の診療所があり、歩行可能な入所者の多くは外来へ通院している。	特になし	特になし

集合住宅等における在宅医療の確保に関する報告（結果）②

	事案5	事案6	事案7	事案8
報告日	5月13日	5月13日	5月14日	6月6日
場所	静岡県	静岡県	大分県	愛知県
施設	認知症グループホーム	有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅
入居者数	18人	8人	—	37人
医療機関の撤退時期	— (引き続き訪問診療を実施)	— (引き続き訪問診療を実施)	— (引き続き訪問診療を実施)	5月27日
当該医療機関による 訪問診療の対象者数	15人	8人	入居者全員	7人
訪問頻度	改定後は毎日	—	—	2週間に1回程度
1人当たり診療時間	—	—	—	5分程度
必要な医療の確保	—	—	—	確保済み (別の医療機関)
その他	・施設と医療機関は同一法人 ・診療報酬改定により施設が 利用料を5,000円値上げしたため、 入居者より匿名で相談	・定員(48人)を満たすために さらなる医療機関の確保に 苦慮したため報告。その後 必要量の医療機関を確保	・施設と医療機関は同一法人 ・診療報酬改定により施設が 利用料を45,000円値上げしたため、 入居者より匿名で相談	・訪問診療を行っていた医療 機関から、突然、他の医療機 関へ引き継いだ旨の連絡を 受けたため報告

集合住宅等における在宅医療の確保に関する報告（結果）③

	事案 9	事案 10
報告日	6月9日	7月9日
場所	福岡県	熊本県
施設	有料老人ホーム	有料老人ホーム
入居者数	25人	18人
医療機関の撤退時期	5月	7月
当該医療機関による訪問診療の対象者数	14人	7人
訪問頻度	2週間に1回程度	2週間に1回程度
1人当たり診療時間	3分程度	1分程度
必要な医療の確保	確保済み (別の医療機関・撤退医療機関の外来)	確保済み (別の医療機関の外来)
その他	特になし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問診療を実施していた入居者は、元々通院困難ではなく、営業に来た医療機関の勧めで実施していた ・ 診療報酬改定における評価の引き下げを踏まえて、当該医療機関より今後は訪問診療を行わない旨の通達あり